

裁判所書記官印



本人調書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成22年(行コ)第300号
期日	平成26年4月22日 午後2時00分
氏名	嶋津暉之
年齢	70歳
住所	
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょう しん したが しん じつ の
良心に従って真実を述べ、

なに こと かく
何事も隠さず、また、

なに こと っ くわ
何事も付け加えないことを

ちか
誓います。

氏 名 嶋 津 暉 之 

速 記 録 (平成26年4月22日 第2回口頭弁論)

事件番号 平成22年(行コ)第300号

本人氏名 嶋 津 暉 之

控訴人ら代理人 (南雲)

ハッ場ダムの主目的の1つは、利根川流域の各都県の水源を開発することにあるとされているわけですが、まず利根川流域全体の水道の需要はどのような傾向にあるのでしょうか。

甲第52号証のスライド2を示す

このグラフは利根川流域6都県の上水道の一日最大給水量の動向を見たものです。1990年代に入ってから、この一日最大給水量はほぼ減少の一途をたどっております。1992年度から2011年度までの19年間に、約1日200万トンが減っております。なお、水量の単位は正確には「立方メートル」と言うべきですが、長くなりますので、「トン」で略称させていただきます。

今おっしゃったこの減少量は、ハッ場ダムの開発水量と対比すると、どういう関係になっているのでしょうか。

ハッ場ダムの開発水量を通年に換算しますと、1日当たり約140万トンであります。それと比べると、この利根川流域6都県の給水量の減少量は、約1.4倍にもなります。

次に、埼玉県の水道の需要はどのような状況になっているのでしょうか。

甲第52号証のスライド3を示す

このグラフは埼玉県全体の水道の一日最大給水量の動向を見たものです。埼玉県の場合は人口の増加が多少ありますので、90年代は横ばいでしたが、2000年代になってからやはり減少の一途をたどっております。2001年度から2012年度までの11年間で、1割以

上も減っております。

埼玉県の水道の一日最大給水量が確実な減少傾向になったのは、なぜなのでしょう。

甲第52号証のスライド4を示す

減ってきた理由は、一人当たりの一日最大給水量がどんどん減ってきたことによるものです。これはそのグラフを示したものですが、1992年度から2012年度の20年間で、約2割も減ってきております。

一人一日最大給水量が急速に減ってきたのは、どのような理由によるものなのでしょう。

甲第52号証のスライド5を示す

このスライドで示すように、3つの要因があります。一つは、節水型機器の普及等による節水の進行であります。一つは、漏水防止対策によって、漏水が減ってきたことです。いま一つは、1年を通しての生活様式の平準化、季節変動が小さくなってきたことによるものです。

節水型機器の普及について、具体的に御説明いただけますでしょうか。

甲第52号証のスライド6を示す

これはあるトイレメーカーの水洗トイレの使用する水量の推移を見たものです。1976年発売のものは、1回流すと13リッターの水が流れていました。それが新しいトイレに変わる度に減ってきてまして、2012年最新のものは、1回流すと3リッター、4リッターにとどまっております。約4分の1くらいまで減ってきたということですね。で、これは今、水洗トイレを例に取りましたけれども、食器洗浄機とか洗濯機も同様でありまして、今はこの節水型であることが、こういう技術機器の重要なセールスポイントです。で、より節水型のものが開発され、それらが普及してきているということでもあります。

このような節水型の水使用機器は、現在どの程度普及してきているのでしょうか。

甲第52号証のスライド7を示す

このスライドは、この6リッター節水型便器がどれくらい普及しているかを調べた結果を示しております。2012年10月段階ですが、13%にとどまっております。ですから、このような進んだ節水型便器の普及は、まだまだこれからだということであります。

ということは、これからも節水型機器の普及によって、一人当たりの使用水量が減っていくということですね。

はい、そうです。

次に、漏水についてですが、漏水はどの程度減ってきているのでしょうか。

甲第52号証のスライド9を示す

このグラフは、埼玉県全体の水道の有収率の推移を見たものです。有収率とは、料金徴収水量を給水量で割った数字であります。100%との差が、主に漏水を示しております。で、埼玉県水道の有収率は、このグラフに示すように、ほぼ年々上昇しております。最新年度は92.2%ということであります。ただ、東京都水道とか福岡市の水道の場合は95%から96%にっておりますので、埼玉県のこの漏水防止対策に取り組む余地は、まだまだ大きいということが言えるわけです。

水量減少のもう1つの要因である生活様式の平準化、季節変動の縮小とはどういうことなんでしょうか。

甲第52号証のスライド10を示す

かつては夏場にこの使用水量は突出して大きくなる傾向がありました。で、最近は冷暖房機器の普及などもあって、夏と冬的生活様式の違いが小さくなりました。で、このグラフはこの負荷率の推移を見たもの

です。埼玉県水道全体の負荷率の推移を見たものです。負荷率とは、年間の一日平均給水量を一日最大給水量で割った手法でありまして、負荷率は大きいほど1年間の給水量の変動は小さいことを意味します。で、この負荷率の推移を見ますと、年度による変動はあるものの、確実に上昇傾向になっているということで、冬と夏の給水の差が小さくなっていることがこの図から明らかで、これからも伸びていく傾向を示しているわけであります。

このような実績データに基づいて将来値を推計すると、どうなっていくかについてお聞きしたいと思いますが、まず、実績データを重視して予測を行っている例を示していただきたいと思います。

甲第52号証のスライド11を示す

これは大阪府水道が一人一日最大配水量を予測した結果、黒四角が実績で、白丸がその予測です。大阪府水道は実績の傾向は今後も続くということで、一人当たりの水量は今後減っていくという、そういう予測をしているわけであります。

もっともな予測と思えるわけですが、大阪府水道部が実績重視の予測を行っている理由はどこにあるのでしょうか。

甲第52号証のスライド12を示す

今は大阪広域水道企業団に変わっておりますが、まだ大阪府水道部時代、2008年に淀川水系の国交省の大戸川ダム、それから水資源機構の丹生ダムから撤退を表明しました。そのことによって、ダム計画に参加するために過大な水予測を行う必要はなくなりました。言わば、このダム計画の呪縛から解放されたので、先ほどの実績重視の予測を行うようになったわけであります。

埼玉県の水道についても、大阪府水道のように実績重視の予測を行うとどうなるかについて、証人が計算した結果についてお聞きしたいと思いますが、

まず、予測の条件について御説明いただけますでしょうか。

甲第52号証のスライド13を示す

この表は、大阪府水道部の予測方式と、それから今回こちらで計算した予測手法を比較したものです。で、大阪府のやり方を、ほとんどそのまま使っております。一人当たり使用水量は、実績の傾向を大阪府は使って予測し、逆ロジスティク曲線式を使って将来値を求めました。それから、有収率と負荷率については、先ほどのグラフに上昇傾向にあるんですが、大阪府は安全化を見て、最近5年間の平均を取っております。今回の私どもの計算でも同様に、過去5年間の平均を使いました。

実績重視の予測の結果はどのようなになったのでしょうか。

甲第52号証のスライド14を示す

これは埼玉県水道の一人一日最大給水量の実績と予測を示したのですが、黒丸が実績です。で、白丸が今申し上げた、大阪府方式で予測した結果であります。どんどんこれから一人当たり水量は減っていくということです。これも飽くまで有収率と負荷率は上昇しないという、そういう安全サイドで見た予測ですけれども、それでもこのように減っていくと。これに対して、被控訴人、埼玉県の予測が、白三角、白四角であります。白三角は平成15年予測、白四角は平成19年予測ですけれども、この図で明らかなように、明らかに実績傾向と違っており、誤った予測であることは明らかであると思います。

以上、一人一日最大給水量の動向を見てきましたが、他方で、埼玉県の給水人口は今後どのように推移していくと予想されているのでしょうか。

甲第52号証のスライド15を示す

このグラフは埼玉県の総人口と給水人口の動向と、これからの予測を示したものです。で、黒丸が総人口の実績で、今なお埼玉県の人口は

少し増えておりますが、昨年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計によれば、2015年度以降はこの人口が減っていきます。その後は減少速度は速くなる、どんどん減っていくということですね。で、給水人口のほうですけれども、これも埼玉県の場合、普及率が既に100%に近いので、総人口と同じように、これからも減っていくということでもあります。

先ほどの実績重視の大阪府方式の一人一日最大給水量の予測と、国立研究所の人口推計を踏まえると、埼玉県の水道の一日最大給水量は、どのように推移していくと想定されるでしょうか。

甲第52号証のスライド16を示す

これ黒丸が一日最大給水量の実績で、白丸が今申し上げた大阪府方式の一人当たりの水量の予測と、それから、国立人口問題研究所の人口推計の数字から求めたものです。このように、これから埼玉県の一日最大給水量はどんどんどんどん減っていくということですね。節水型機器の普及と人口の減少によって。で、これも飽くまで安全サイドを見ての予測でありまして、実際にはこれを下回ると思います。で、これに対して、被控訴人、埼玉県の予測が平成15年が白三角、そして、平成19年予測が白四角ですけれども、明らかに実績の傾向、これからの動向と全く懸け離れているということです。ということで、埼玉県の行った予測というのは誤りであり、極めて恣意的なものだと言わざるを得ないということでもあります。

次に、埼玉県の水道が持つ水源についてお聞きしたいと思います。この保有水源については、控訴人と被控訴人との間で評価量が大きく違うわけですが、まずそれについて御説明いただけますか。

甲第52号証のスライド17を示す

この埼玉県全体の水道が持つ保有水源、現在どれくらいの保有水源を

持っているかについては、控訴人と被控訴人で評価量は大きく違います。これは給水量ベースで両者の評価の違いを、棒グラフで示したものであります。控訴人の評価によれば1日当たり330万トン、被控訴人によれば227万トンということで、大きなこの評価量には差があります。

この差はどのような理由によるものでしょうか。

甲第52号証のスライド18を示す

この被控訴人の評価には3つの問題があります。一つは、この安定水源から農業用水転用水利権を除外してしまっているということです。一つは、地下水利用可能量を過小評価しているということです。もう一つは、浄水場ロス率を過大評価していることです。

まず、被控訴人が地下水利用可能量を過小評価していることについて、御説明いただけますか。

甲第52号証のスライド19を示す

このグラフは埼玉県的地盤沈下面積の推移を示したものです。かつては埼玉県の一部の地域では地盤沈下が進んでおりましたが、地下水用水規制をかなり行った結果、1997年以降は鎮静化しております。したがって、1997年並みの地下水くみ上げを続けていることは、地盤沈下対策上、可能ということです。で、この1997年の水道用地下水の実績揚水量は最大値としては毎秒8.3トンです。で、この水量は今後も利用して問題がないということです。ところが、被控訴人はこれを過小評価して、今後使える水道用地下水の計画取水量を6.747などと、かなり過小に見込んでおります。で、この計算の過程を追ってみますと、これは年間の平均の揚水量なんですね。ですから、平均と最大の比を掛けますと、こちらが言っている8.3というのに近い数字になります。ということで、計算の間違いでこのような差が

生じているということでもあります。

次に、被控訴人が浄水場ロス率を過大評価していることについては、これはスライド20に譲って質問を割愛しますが、一番大きな問題とも言える、農業用水転用水利権についてお聞きしますけれども、被控訴人が安定水源から農業用水転用水利権を除外していることについてお聞きします。被控訴人は農業用水転用水利権については、どのように主張しているのでしょうか。

甲第52号証のスライド21を示す

これは被控訴人の主張を分かりやすくまとめたものですが、埼玉県水道が持つ農業用水転用水利権については、これはかんがい期しか権利がないと。で、非かんがい期、冬期については、これは権利がないので、ハツ場ダムと思川開発への参加でその冬期の水利権を得る必要がある、という主張をしているわけでもあります。

埼玉県水道には、そのような農業用水転用水利権としてどのようなものがあるのでしょうか。

甲第52号証のスライド22を示す

4つあります。農水合理化一次、農水合理化二次、埼玉合口二期、利根中央用水の4つあります。そのうち、最初の3つは既に20年から40年の取水実績があります。一番新しい利根中央用水も、既に十数年の取水実績があります。

そのように、非常に長い間使い続けてきているわけですが、今までこれらの農業用水転用水利権は、暫定水利権であるということで、取水に具体的な支障を来したことはあるのでしょうか。

甲第52号証のスライド23を示す

このグラフは平成以降の利根川の取水制限の経過を見たものです。で、棒グラフに出ているときが取水制限、渇水があったということですね。で、最近の水余りを反映して、この取水制限、渇水が起きる頻度は小

さくなっております。そのことはともかくとしまして、今までのこの
渇水時の取水制限において、埼玉県水道の農業用水転用水利権は不利
な扱いを受けたことありません。安定水利権と同等の扱いを受けてき
ております。例えば、その10%取水制限の場合、同じように埼玉県
の水道も10%ということで、農業用水転用水利権に関しては、今ま
で不利な扱いを受けたことがないということであります。

被控訴人はこれらの農業用水転用水利権は非かんがい期、すなわち冬場は権
利がないとしているわけですが、非かんがい期は農業用水がほとんど取水さ
れないわけですから、かえって水が余っているのではないのでしょうか。その
ことを具体的に示す例はありますか。

甲第52号証のスライド24を示す

この表は利根川水系のダム、これは国交省の直轄ダムと、それから水
資源機構のダム、まあ11ダムをこれ表に示したものですけれども、
このうちの1つに「渡良瀬貯水池」というのがあります。これは水質
改善のためということで、2004年の冬から毎年1月に干し上げと
いって空っぽにする、そういう操作を行ってきております。で、冬場
に定期的にこの干し上げを行えるということは、これは冬期に水が余
っていることを如実に示していると思います。

この渡良瀬貯水池の干し上げのための放流が、利根川の流況にとって意味が
ない放流になっていることについては、スライド25から29を用意しまし
たが、時間の関係でその質問は割愛させていただきます。次に、埼玉県水道
が農業用水転用水利権を取得するに際して、どのくらいの費用を負担してき
ているのか、またハッ場ダムについての費用負担がどうなっているかについ
て、お聞きしたいと思います。

甲第52号証のスライド30を示す

このスライドの上のほうの表は、農業用水転用水利権を得るための、

農業用水合理化事業の埼玉県水道の負担額を示しております。下のほうがハッ場ダム負担額であります。で、この農業用水合理化事業は新しい事業法で、まあ当然ですけども、毎秒1トン当たりの負担額は大きくなっております。最新の利根中央用水の場合は、毎秒1トンの水利権を得るのに125億円という負担をしております。一方、ハッ場ダムはどうかというと、通年の水利権を確保する予定になっている茨城県水道について見ますと、ハッ場ダムで毎秒1トンの水利権を得るのに131億円ですね。ですから、利根中央用水とほとんど変わらないということです。にもかかわらず、埼玉県は冬場の水利権を得るため、更にハッ場ダムのために78億円の費用を負担するんです。合わせますと、約200億円ですね。ですから、茨城県のこの負担額と比べると、1.5倍にもなります。このように、この本来必要のない冬場の水利権を得るために、埼玉県は極めて0.5倍も大きな負担をしているわけであって、そういう負担を県民に押し付けているということですね。

埼玉県にとっては、農業用水の負担とハッ場ダムという二重の負担をさせられているわけですが、これはゆゆしき問題だと思うわけですが、埼玉県自身は本音ではこの問題をどう考えているのでしょうか。

甲第52号証のスライド31を示す

利根中央用水事業が始まる前のことですが、埼玉県企業局が、この控訴人が主張しているのと同じような考え方を言っております。そのときに企業局が出した要望ですが、「ウ）」として「冬季及び平滑化のためのダム参加は、必要ないよう措置すること」ということで、利根中央用水事業でかんがい期の水利権が得られれば、冬場の水利権をなしにしてほしいという、そういう当然の要求をしたわけであります。本音では同じことを考えているということですね。

最近明らかになった資料でも、同様のものがありますか。

甲第52号証のスライド32を示す

昨年、ハッ場ダムの第4回基本計画の変更が行われました。工期を、2015年度完成を延ばすということですね。ということで、4年間、2019年度に延ばすということになったわけですが、その基本計画を変更するに当たって、関東地方整備局は各都県に対して意見を求めました。回答を求めました。で、それに対して群馬県が回答したのがこの文書です。で、群馬県の水道も埼玉県の水道も同じように、農業用水転用水利権を持っております。で、それについての意見を出しているんですが、その「3」番目に「ハッ場ダムに水源を求めている東部地域水道用水供給事業及び県央第二水道用水供給事業の暫定水利権については、工期延長の期間において必要な水量を取水できるよう安定水利権と同等の扱いとすること。」と。要するに、工期延期って、まだハッ場ダムができていないわけですね。その期間において、安定水利権と同等の扱いをしようということは、ハッ場ダムはなくても、この農業用水転用水利権の取水が冬期も可能であることを群馬県は認識して、その要望を出しているということであります。

以上で埼玉県水道の保有水源について、被控訴人の評価が基本的に誤りがあることが分かったわけですが、それでは、埼玉県の水道の保有水源量を実態に即して評価するとすれば、埼玉県水道の将来の水需給はどのようになるでしょうか、御説明いただけますか。

甲第52号証のスライド33を示す

これは今申し上げてきた、現在の保有水源の評価量と、それから将来の給水量の動向の関係を見たものです。黒丸が一日最大給水量、埼玉県水道全体の日最大給水量の実績を示しております。で、白丸が今後の予測ですが、これは先ほど申し上げた大阪府方式の予測でありま

す。で、どんどんこれから一日最大給水量が減っていくという、そういう時代になってきているわけですね。それで、一方のこの白四角、これが保有水源を正当に評価した量であります。で、2010年度に荒川水系の滝沢ダムができたことによって、埼玉県全体の水道は1日当たり330万トンの水源を持っております。これは現保有水源になります。それに対して、2010年度の一日最大給水量の実績が約270万トンでありますから、約60万トンの余裕があるということです。で、今後はこの白丸のように、一日最大給水量は減っていきますので、この余裕水源はどんどん増えていくと。で、2040年度頃には110万トンくらいが余ってしまうと。で、これも飽くまで安全サイドで見た予測の結果でありまして、実際にはもっとこの余裕水源が拡大していくことは確実であります。このように、いまやこの埼玉県の水道をきちんと分析すれば、今既に水余りの状態でありまして、今後は水事情の縮小によって、一層この水余りの状況が拡大していくと、そういう状況にあるわけです。こういう時代において、ハッ場ダムに新たな水源を求めていくことは、全く意味がないということですね。で、そのために埼玉県民に巨額の費用の負担を強いるのは、これは許されないことだと私は考えます。

被控訴人はそのほかに、10年に1回の渇水年を想定すると、保有水源の評価量が大幅に減少するという主張をしているわけですが、この数字が現実に依拠しない根拠のない数字であることについては、スライド34以降に説明資料を用意していただいたわけですね。

そうです。

この点については、時間の関係で質問を割愛させていただきます。以上で質問を終わります。

被控訴人ら代理人（関口）

あなたは今、その水需要予測について述べられたわけですがけれども、まあ予測というのは過去のデータに基づいてなされるもので、過去に例のないような事態も考えられるわけです。例えば、災害時であるとか、事故時であるとかですね。こういった非常時でも、水道事業者というのは住民生活に支障が生じないように、安定的に給水の水量といいますか、それを確保することが求められるわけで、その余裕を見込んで計画を立てるということが必要なんじゃないですか。

その余裕の見方ですね、それはどの程度見込むかということです。過大な見込みをすれば過大な投資が必要ですから、県民に負担が掛かります。県民に巨額の費用の負担を押し付けて、どこまでその余裕を見込む必要があるかということですね。

先ほどのスライド16などにもありましたけれども、埼玉県の場合、実績と予測の乖離というのが、大体10%程度であると思うんですね。こういった10%程度の乖離というのは、その余裕を見込んだ適切な量ということになるんじゃないですか。

10%は過大ですね。これからどんどん減っていくわけですから。というか、これからどうなるか分からないならともかく、確実に減っていくわけですから、余裕を見ればその余裕がますます拡大していくということで、それが県民に過重の負担として肩に掛かってくるということですね。

東京都などでは、20%くらい実績と予測の乖離があるようですけれども。

東京都は飛び抜けてひどい予測をしております。それと埼玉県とを比較するのは間違いです。

ただ、あなたの認識では、水はなくてはならないものだという意識が非常に薄いんじゃないですか。

そんなことはありません。水は生活にとって必要不可欠のものですよ。

だから、災害時とか、そういった非常時のことも想定して余裕を持ってやるというのは、水行政としては望まれることなんじゃないですか。

災害時は災害時で別の対策が必要です。まあこれは話をすれば長くなりますけれども、大地震に一番強いのは井戸なんですよ。だから、非常災害井戸をあっちこちに設置して、それで災害に、そういう大地震に備えるべきです。水源の余裕を持つことが、そんなに大量の余裕水源を抱えることが災害対策にはなりません。

先ほどの図でも、平成24年、25年も、渇水で取水制限があったという表がありましたね。

はい、ありました。

で、実際にそういう事態が、まあ最近でもスライド23ですかね、あその白い部分ですね、こういう事態が生じているんじゃないんですか。

これはもうかんがい期が終わりの頃なんですよ。ですから、この農業用水の取水がどんどん減っていく時期になっておりますので、これは取水制限が必要であったどうか分かりません。で、実際にこれは取水制限は行われましたけれども、給水制限まで至ったのは24年ですか、少しありましたけれども、ほんの一部です、水道事業体としてはですね。ほとんどこれ取水制限のみということで、生活への影響はほとんどなかったと言って過言ではないと思います。

実際この後、降雨、雨が降ったからということじゃないんですか。

9月に入りますと、かんがい用水、農業用水の取水はガタンと減っていくんですよ。もう利根川の取水量、大半は農業用水なんです、夏場。それはどんどん減っていきますので、ですから、これはもう放っておいても、取水制限の解除はいずれされるものだったわけでありまして。それから、あなたは先ほど、河川の水で足りないときは地下水を使えばいいというお考えのようですが。

そんなことは言っておりませんよ。地盤沈下対策としてこれくらいの地下水をくむことは可能だということを申し上げたんです。

ただ、地盤沈下というのは1度起きてしまうともう元に戻らない、そういう公害ですよ。ですから、それに対して埼玉県が慎重に検討しているというのは、当然ではないかと思うんですが。

ですから、埼玉県の検討結果と私たち、そんなに変わらないんですよ。埼玉県は基本的には97年の揚水量を使っているんですけども、計算の仕方に間違いがあって、平均の数字を使ってやっているんですよ。

最大に換算すれば、こちらが言っている数字に近い数字になります。

それから、大阪の例が先ほどありましたけれども、大阪は非常に効率を重視しているというふうですけども、この大阪、あれは市か府かちょっと忘れちゃったけれども、この水道事業を民間に売却するというふうな話がありますが、あなたもそういうふうなお考えなんですか。

それは全く別な話ですけども、私はその水道事業で民間にそれを任せるとすることは余りよろしくないと考えております。それは今回の話と全く別の話ですね。

私が思うのは、その経済性というんですか、それと安定安全な水の供給ということを考えた場合に、その安全な水の供給ということのほうを優先させるべきではないんですかという、そういう趣旨で聞いたんですが。

それは御意見はそのとおりだと思います。ただ、私がこの大阪府水道がこういう実績重視の予測を行ったことは別にして、効率を重視するんじゃなくて、無駄な投資を防ぐためにやったんですよ。明らかに不要なダムから撤退して、それに合わせてもう水事情の過大予測をする必要がなくなったから、まともな予測を行うようになったということですよ。そのことと、今の効率化の話はもちろん必要ですが、そのこととはまた別の話ですよ。

それから、農業用水転用水利権ですかね、過去、安定水利権と比べて不利に扱われたことがないという、まあ過去の実績というんですかね、過去の事実を強調しておりますけれども、これは前の一審での件の齋藤証人の証言にもありましたように、渇水で困ったときに、埼玉県も大変だということで、他の都県が協力してくれたということで、ほぼ同じ程度のカット率というんですか、まあ平成13年以降は更に10%上乗せされているようですけれども、そういうことで済んできた。しかし、これは今後八ッ場ダムに参加しない、あるいは負担金を納めないということになれば、従来どおりに供給してくれるというふうな保証は何もないと思いますが、どうですか。

今おっしゃった上乗せはないですよ。

いや、平成13年から。

違います。これはですね。

いや、それはもう議論になるからいいですよ。

議論って、大事なことですよ。暫定・・2種類あるんですよ。で、1年を通してこれからの水源開設に依存する体制ができていない、そういう水利権と、それから、夏場は確保して、夏場って、農業用水転用水利権で、冬場が不明瞭になっているという、2つあるんですよ。で、その1年を通しての暫定水利権、例えば、霞が浦導水なんかそうですね、できていないですけれども、この暫定水利権はこれは確かに10%の上乗せがありました。しかし、農業用水転用水利権の暫定とされているものについては、上乗せは今までされたことはありません。それは事実として重要なことですから、ちゃんとこれ認識してください。

裁 判 長

その上で、さっきの質問をもう1度どうぞ。

被控訴人ら代理人（関口）

そういうことですけれども、これはその協議によって、そういうふうに相手方が協力をしてくれたというだけで、今後そういう保証があるということは、全くないんじゃないんですか。

しかし、先ほど見たように、1トン当たりのこの水利権を確保するのに、埼玉県で既にハッ場ダム並みの負担をしているんですよ。それでその渇水時に上乗せなんかされるはずがないんですよ。埼玉県水道としては、こんなに負担をしているんだということで、ちゃんと主張すべきですよ。

いや、だから、安定水利権がなくても、ハッ場ダムに参加したりあるいは負担金を納めているということから、そういうことが出てくるんじゃないんですか。

いや、そうではなくて。

これハッ場ダムにも参加しない、負担金も納めない。そしたら、ほかの都県からすれば、それは虫がよすぎるんじゃないんですか、というふうに言われるんじゃないんですか。

先ほどの利根中央用水についての埼玉県の要望、それから去年のハッ場ダム基本計画変更のときの群馬県水道の要望、本音では同じですよ。農業用水転用水利権が得られれば、冬場のほうは要らないという認識を埼玉県は持っているわけですよ。

東京高等裁判所第24民事部

裁判所速記官 平野道子

